

議案第 5 号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和3年 2月15日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第197号ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(エ)から(カ)までとし、同号ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)を同号ア(ウ)とし、同号ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円

第2条第197号イ(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同号イ(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア) b を同号イ(ア) c とし、同号イ(ア) a の次に次のように加える。

b 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 27,000円

第2条第248号中「第11条の4第1項第1号」を「第11条の3第1項第1号」に、「第11条の4第1項第5号」を「第11条の3第1項第5号」に改め、同条第264号ア(イ) b 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までと

し、同号ア(イ) b (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) b (b)を同号ア(イ) b (c)とし、同号ア(イ) b (a)の次に次のように加える。

(b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

第2条第264号ア(イ) c 中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ) c (b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) c (b)を同号ア(イ) c (c)とし、同号ア(イ) c (a)の次に次のように加える。

(b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

第2条第264号イ(イ) b (a)中 vi を vii とし、 iii から v までを iv から vi までとし、同号イ(イ) b (a) ii 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ) b (a) ii を同号イ(イ) b (a) iii とし、同号イ(イ) b (a) i の次に次のように加える。

ii 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 140,000円

第2条第264号イ(イ) c (a)中 vi を vii とし、 iii から v までを iv から vi までとし、同号イ(イ) c (a) ii 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ) c (a) ii を同号イ(イ) c (a) iii とし、同号イ(イ) c (a) i の次に次のように加える。

ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 300,000円

第2条第264号イ(イ) c (b)中 vi を vii とし、 iii から v までを iv から vi までとし、同号イ(イ) c (b) ii 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(イ) c (b) ii を同号イ(イ) c (b) iii とし、同号イ(イ) c (b) i の次に次のように

加える。

- ii 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 120,000円

第2条第268号ア(ア)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ア)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ア)bを同号ア(ア)cとし、同号ア(ア)aの次に次のように加える。

- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 290,000円

第2条第268号ア(イ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(イ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ)bを同号ア(イ)cとし、同号ア(イ)aの次に次のように加える。

- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 17,000円

第2条第268号ア(ウ)中fをgとし、cからeまでをdからfまでとし、同号ア(ウ)b中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(ウ)bを同号ア(ウ)cとし、同号ア(ウ)aの次に次のように加える。

- b 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 110,000円

第2条第268号イ(ア)a中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ア)a(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア)a(b)を同号イ(ア)a(c)とし、同号イ(ア)a(a)の次に次のように加える。

- (b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

290,000円

第2条第268号イ(ア)b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、

同号イ(ア) b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア) b(b)を同号イ(ア) b(c)とし、同号イ(ア) b(a)の次に次のように加える。

- (b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

17,000円

第2条第268号イ(ア) c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号イ(ア) c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号イ(ア) c(b)を同号イ(ア) c(c)とし、同号イ(ア) c(a)の次に次のように加える。

- (b) 増築又は改築に係る非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

110,000円

第2条第270号中「第29条第1項」を「第34条第1項」に改め、同号ア中「第30条第1項各号」を「第35条第1項各号」に改め、同号ア(イ) b中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ) b(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) b(b)を同号ア(イ) b(c)とし、同号ア(イ) b(a)の次に次のように加える。

- (b) 共用部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

17,000円

第2条第270号ア(イ) c中(f)を(g)とし、(c)から(e)までを(d)から(f)までとし、同号ア(イ) c(b)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同号ア(イ) c(b)を同号ア(イ) c(c)とし、同号ア(イ) c(a)の次に次のように加える。

- (b) 非住宅部分の床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの

17,000円

第2条第270号イ(イ) b(a)中 vi を vii とし、iii から v までを iv から vi までとし、同号イ(イ) b(a) ii 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改

め、同号イ(イ) b(a) ii を同号イ(イ) b(a) iii とし、同号イ(イ) b(a) i の次に次のように加える。

- ii 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 140,000 円

第 2 条第 270 号イ(イ) c(a) 中 vi を vii とし、iii から v までを iv から vi までとし、同号イ(イ) c(a) ii 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ) c(a) ii を同号イ(イ) c(a) iii とし、同号イ(イ) c(a) i の次に次のように加える。

- ii 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 290,000 円

第 2 条第 270 号イ(イ) c(b) 中 vi を vii とし、iii から v までを iv から vi までとし、同号イ(イ) c(b) ii 中「300 平方メートル」を「1,000 平方メートル」に改め、同号イ(イ) c(b) ii を同号イ(イ) c(b) iii とし、同号イ(イ) c(b) i の次に次のように加える。

- ii 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 1,000 平方メートル未満のもの 110,000 円

第 2 条第 271 号中「第 30 条第 2 項後段」を「第 35 条第 2 項後段」に、「第 29 条第 1 項」を「第 34 条第 1 項」に改め、同条第 272 号中「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同号ア中「第 30 条第 1 項」を「第 35 条第 1 項」に改め、同条第 273 号中「第 31 条第 2 項」を「第 36 条第 2 項」に、「第 30 条第 2 項後段」を「第 35 条第 2 項後段」に、「第 31 条第 1 項」を「第 36 条第 1 項」に改め、同条第 274 号中「第 36 条第 1 項」を「第 41 条第 1 項」に、「第 2 条第 3 号」を「第 2 条第 1 項第 3 号」に改め、同号イ中「第 6 条第 2 項」を「第 6 条第 3 項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第248号の改正規定は、公布の日から施行する。

## 参考資料

## 制 定 要 旨

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令の一部改正により、建築物エネルギー消費性能基準への適合義務等の対象となる特定建築物の範囲が拡大されたことに伴い、新たに特定建築物とされた建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る手数料を定めること、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に係る手数料の区分を変更すること等のため、この条例を制定するものである。